

# こべる

6 2005

こべる刊行会

NO. 147

ひろば⑩

人権擁護法案への私的な感想

八木晃介

最近読んだ本から④

山下力著

『被差別部落のわが半生』を読む

—被差別部落民である自分と向き合うこと—

住田一郎

尼崎だより⑩

痴呆を認知症と言い替えて何が変わる、何を変える

中村大蔵



## 人権擁護法案への私的な感想

八木晃介（花園大学）

いったんはお蔵入りになったはずの「人権擁護法案」ですが、政府与党はその塵や埃、すなわち法案の瑕疵をさほどとりつくりようこともなく、またぞろ政治の表面にひきずりだしてきました。これが実際に成立するのかどうか、本稿執筆時点の私にはたたく予測できるだけの材料がありません。この法案にかんする政府与党の思惑と混乱はかなりミエミエなのですが、対案「人権侵害救済法」の早期成立をめざしている部落解放同盟が、どの

あたりに「おとしどころ」を設定しているのかは必ずしもミエミエではありません。ただし、新聞記者出身の私は、今回の法案においてもメディア規制の狙いをかえる

ことがない政府与党の動向に無関心でいることはできませんし、また、反差別の社会学などという勉強を続行している現在の私の立場からも一定の関心なしではすまされぬ事柄でもあるわけです。そこで、例によってはなはだ切れ味のにぶい議論になることを覚悟のうえで、同法案についてあれこれのコメントをしるすことにいたしました。

### メディア規制反対論のミソとクソ

人権擁護法案の内容をみてまず私の頭にうかぶことは、

「国家利益」と「国民的利益」との関係、つまり、誰の利益がどんな仕組みで定められていくかという利益にかかわる主体と客体の関係についての想念ですね。常識的にいって、「人権」なる概念は抽象的であり、かつ普遍的な色彩のつよいものですから、すべての人間の利益に合致する価値、すなわち「公益」としてうけとめられがちです。実際にも本来そうであってしかるべきなのだと思います。というのは、一国内の基本的人権の保障が国家をつきぬけて国際的な平和の保障にまで連動しなければならぬのは、戦争をはじめとするあらゆる恐怖の体系が人権侵害の最たる具現であるというア・プリオリな了解が一応は成立していると思われるからです。

すでに周知のように、この法案に対しては、実に多様な各方面からの批判が提出されています。マスコミ各社は、かなりリベラルな『沖繩タイムス』『琉球新報』から非常にコンサーヴァティヴな『産経新聞』にいたるまで、まず例外なく法案に反対しています。たとえば、『毎日新聞』社説（○五年二月一三日）は「憲法で保障されている言論の自由を脅かす（欠陥法案）の再提出な

ど、言語道断だ。（略）メディア規制を内包する法案提出には断固反対する」と主張し、『沖繩タイムス』社説（同三月一日）は「（メディア規制）条項を削除し、法案をつくりなおすべきだ」とし、さらに『琉球新報』（同三月一八日）も「公権力が報道を規制すべきではない。不当な干渉は許されない」としていました。あの『産経新聞』でさえも主張（社説）欄（同三月一〇日）で「問題多く廃案にすべきだ」と。

マスコミ各社がこの法案に反対するのは報道の原則からみて道理にかなっています。というのは、法案第三節（特別救済手続）第一款（通則）の第四項には次のような規定があるからです。

放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関又は報道機関の報道若しくはその取材の業務に従事する者がする次に掲げる人権侵害

イ 特定の者を次に掲げる者であるとして報道するに当たり、その者の私生活に関する事実をみだりに報道し、その名誉又は生活の

平穩を著しく害すること。

(1) 犯罪行為により被害を受けたもの

(2) 犯罪行為を行った少年

(3) 犯罪行為により被害を受けた者又は犯罪行為を行った者の配偶者、直系若しくは同居の親族又は兄弟姉妹

ロ

特定のものを用いて掲げる者として取材するに当たり、その者が取材を拒んでいるにもかかわらず、その者に対し、次のいずれかに該当する行為を継続的に又は反復して行い、その者の生活の平穩を著しく害すること。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押しかけること  
(2) 電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信すること

イに掲げられた項目を厳守すべきことは、ジャーナリストの基本的なモラルであつて、さほど問題はないと思います。もつとも、その点にこだわつて法案に反対しているメディアもなくはありませんが、この点については後述します。問題は、ロに掲げられた項目です。ロの項目に違反したからといって、それが「人権侵害」に該当し、それ相応のサンクションをうけることになると思えば、マス・コミュニケーターにせよジャーナリストにせよ、全然仕事になりませんよ。私自身は新聞記者の経歴がかなりながいのですが、学芸部という比較的確かな職場しか経験しなかつたにもかかわらず、それでもやはりロの項目に該当するような取材活動に何度も従事せざるをえませんでした。まして社会部はもちろん、政治部や経済部の記者にとつて、それらの取材方法は不可欠です。説明責任をもつはずの〈公人〉が真実を秘匿するとき、マス・コミュニケーターもジャーナリストも、ロの項目をふくむあらゆる取材方法を駆使しての調査報道に従事する必要がありますし、それはむしろ仕事上の当然的な行為といふべきなのです。

NHK番組改ざん問題でのチンプラ・ネオコンども

(安倍、中川など)の行動を思いだしてください。問題の本質は、いうまでもなく政治権力による報道機関への介入(および介入をゆるしたNHKの体質)にあるにもかかわらず、安倍、中川らは問題所在をすりかえて朝日新聞社の取材と報道のあり方を批判しているのです。彼らの「朝日の記者が玄関のドアホンを執拗に押ししたので家人が大迷惑した」などという言い分が、先述口の項目を示唆していることはいうまでもありません。要するに、「人権」という普遍的で公益的な価値観を利用しながら、具体的には安倍、中川らの政治的・私的利益に奉仕するのがこの法案におけるマスコミ規制部分の本質なのです。一般的にいえば「人権」は国民的利益に合致するはずの概念ですが、文脈をすりかえさえすれば容易に国家的利益ないしそれを体現する個々の政治家の利益に収斂することなどはじゅうぶんにあることです。政治家などへの報道機関による疑惑追及を「人権侵害」とみなして取り締まるような法案を報道機関が是認するはずもなく、実際、すでに見たようにあらゆるメディアが法案に反発

したのでした。

しかし、こまかく見れば法案反対意見にもいろいろとレベル差があります。たとえば、前にペンディングにしておいた話題ですが、既に紹介した『産経』社説にはこんな記述もありました。いわく、「この条項は、報道機関のつきまといや待ち伏せなどの取材方法による人権侵害を(特別救済)の対象とし、犯罪少年の私生活の報道もその対象に含めている」(傍点筆者)。「産経」にあつては、どうしても「犯罪少年の私生活の報道」が必要と考えられているらしいのです。だが、このレベルで法案に反対されると、実に切ないものがありますよね。ハイエナ的な取材による報道被害が深刻な人権侵害をもたらしている現実はやはり大問題であつて、実はそれが今回のメディア規制条項のひとつの口実にされているのに(イの項目がそれに相当します)、こうした『産経』的よたばなしは逆に法案成立に拍車をかけるものといわねばなりません。なまじい。

しばしば差別・排外を煽動して問題になるインターネットの書き込みサイト(2ちゃんねる)には、上記『産

経」と類似した議論がてんこもり状態ですね。書き込み  
に共通している雰囲気は、法案を「人権擁護（２ちゃん  
ねる死亡）法案」ととらえるやりかたです。「２ちゃん  
ねるをはじめネットの言論封殺で得するのは誰か。マ  
スコミが偏向しているから真実を語れるネットが威力を  
発揮した。それに投網をかけるのが目的のクソ法案」と  
いった調子です（ここで「偏向したマスコミ」として名  
ざしされているのはおもに『朝日』です）。２ちゃんね  
らーとしては、「ホンネで話せる場合はまもらねばなら  
ない」というわけで、「差別語が告発となれば、その言  
葉に代わる隠語、記号が出てくるだけの話。隠しても人  
の心の中まで隠蔽できるものではあるまい」との書き込  
みからもわかるように、差別・排外的な書き込みが彼ら  
の「ホンネ表現」としてとらえられているわけです。  
『産経』社説と同様、このレベルで法案粉砕を語られて  
しまうと、まともな法案反対論者であればあるほど吐き  
気をおさえきれなくなりますよね。

### 国籍条項入り人権擁護法は毒物入り安全食品

こうした『産経』あるいは（２ちゃんねる）的なエト  
スをいつそう露骨にしているのが、あらたにもうけ  
られる人権擁護委員の国籍条項にかんする議論です。法  
案をめぐる諸言説は、これまでのメディア規制の可否論  
から国籍条項問題にうつりつつあるといっても過言では  
ないでしょう。メディア規制については、政府与党とし  
ては「凍結」方針をだしてマスコミ各社からの是認コン  
センサスをひきだそうとしています。いうまでもありま  
せんが、「凍結」は「解凍」を前提としたものです。前  
記『毎日』社説もつとに指摘していましたが、PKO協  
力法（九二年成立）はPKF（国連平和維持軍）本体業  
務への参加を凍結したはずでしたが、〇一年には解凍し  
てしまったことも記憶にあたらしい。凍結は解凍の布石  
であり、しかも解凍の時期と内容は力関係によるわけ  
ですから、解凍をおそれる報道機関はこれまで以上に自己  
規制（自粛）の方向にすすまざるをえないでしょう。で

すから、メディア規制についてはまだまだ議論をもちあげねばならないのに、本稿執筆時点においては、メディア規制への議論はやや遠景にしりぞき、むしろ、人権擁護委員の国籍条項問題が論議の中心にすえられつつあるわけです（もうひとつ人権侵害救済機関たる人権委員会を法務省の外局に設置することの可否も大問題ですが、この点は後述します）。

拉致議連は三月十七日、法案疑問視の声明をだしました。要するに、「拉致問題への対応を批判したり、経済制裁を求めることも在日韓国・朝鮮人の人権侵害を助長したと解釈される危険性がある」というわけです。このあたりに、法案反対論者のひとつのホンネがひそんでいるように思われますね。これまでの朝鮮民主主義人民共和国バッシングが、そのつど在日コリアンの人びとへの具体的な差別・排外行動をウォームアップしたのみならず、実際にも直接的な暴力として具現したことは私たちにとって身ぢかな体験的事実なのに、それに対する拉致議連の見解はなにもありません。拉致議連はここでは人権擁護委員（あるいは人権委員）の国籍問題には直接ふ

れてはいいませんが、しかし、「人権擁護委員の選考が不透明」という表現をもちいて間接的にほのめかしています。

この点に直接言及したのが、例のチンピラ・ネオコン安倍（自民党幹事長代理）です。『毎日』（三月二八日）によると、安倍は講演のなかで「たとえば北朝鮮出身者の人権を守っている朝鮮総連の方々が委員になれば、私は真つ先に人権侵害を行っていることにされる危険性がある」と語り、法案修正の場合は国籍条項の追加が不可欠という姿勢を鮮明にしたということです。アベちゃん、自分のことがわかつてるじゃない、と笑いたいところですが、笑ってばかりもいられません。「人権侵害を行っていることにされる」どころではなく、この男、在日（滞日）外国人の人権侵害の最前線にいる張本人なのですから。

それにしても安倍という御仁はくえぬ男ですな。この男の存念はおそらくこういうことだと思われます。NHK番組改ざん問題でおのがおこなったことはまさにこの法案のメディア規制条項そのものであることがわかり



きつており、してみればこの男にとって何もいままさらメ  
ディア規制の法律化などは必要ないのであつて、そのよ  
うに不要な法案にネオコン・ナシヨナリストとしての自  
分の神経を逆撫でするような内実（国籍条項の非在）が  
あるとすれば、なおさらそうした法案をのむことはでき  
ないと、つまりはそういうところにこの男の思考は収斂  
しているにちがひありません。

前記『産経』社説が法案の廃案を主張する最大の理由  
としてゐるのも国籍条項の非在という点でありました。

「人権委、人権擁護委員とも国籍条項が入っていない。  
従来の人権擁護委員は〈市町村議員の選挙権を有する〉  
だったが、新法案では〈市町村の住民〉にした。外国人  
を想定しているとも考えられる選挙基準だ。これは〈公  
権力の行使または国家意思の形成に参画する公務員に日  
本国籍が必要なことは当然の法理〉とする政府見解にも  
抵触しよう」というのです。

こうした拉致議連、『産経』、安倍などのいいぶんを、  
〈2ちゃんねる〉がこのむホンネの形で物質化させてみ  
ると、次のような書き込みになるわけです。「在日にと

つて人権とは日本人の犠牲で甘い汁を吸うことだけじゃ  
ないか。そんなやつらを人権委員やら人権擁護委員やら  
にしてなるものか」（3月28日10時04分43 ID: p0FHS  
Z020）。人権擁護法案への反対言説がはたす差別・排  
外主義的なポピュリズムの組織化機能を、私たちはあま  
りなめてかかつてはならないと思います。

案の定、法務省が法案の修正案を自民党側に提示しま  
した（三月三〇日）。いわく、救済制度の濫用を禁止す  
る条項をくわえ、付則で抽象的な差別は救済の対象外と  
することを明記し、「訴えられた側の権利」を保護する  
修正をほどこしつつ、国籍条項については「保留」とす  
るといふものです。救済制度の濫用禁止は、この法案に  
対するこれまでの批判、すなわち「人権侵害の定義があ  
いまい」との批判についてのいわば妥協的折衷案とみな  
してよろしい。法務省は、この折衷案が自民党右派と公  
明党の両方が「まア、しゃあないかなア」と合意できる  
落としどころと考えている、そんな風情ですね。しかし、  
それにしても、この修正案のどこが「人権擁護」的なの  
でしょうかね。

## 「人権侵害」を定義することの損得勘定

だがしかし、人権侵害の定義などそもそも可能なのかどうか。法案第三八条では、「何人も、人権侵害による被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、人権委員会に対し、その旨を申し出て、当該人権侵害による被害の救済又は予防を図るため適当な措置を講ずべきことを求めることができる」となっています。この条文は、救済手続きの出発点を説明したのですが、これ自体は別におかしくはありませんよ。痛いと思えば、あるいは痛いと思うかもしれない危険性を感じれば、「なんとかしてよ」と要求する権利はだれにでもあるのですから。また、人が「痛い」と思うことがらば不変でもなければ普遍でもありません。権利性の主体としての自己認識は歴史的に変動するし、また変動しなければなりません。ほんの十年ほど前まで、インターネット上の差別煽動による痛みを予測できた人はたぶんいなかったはずです。すなわち、人権侵害なるものに不動の定義を付与したと

たんに、定義からはみだした人権侵害は人権侵害としてカウントされなくなり、その場合、定義は人権にとつての桎梏以外のなにもものでもなくなるのです。人権の厳密な定義はかえって人権それ自体を鋭角にせばめ人権を疎外すると言い換えてもよろしい。

抽象的な差別は救済の適応外、とは何のことなのか、わかりません。たぶん、抽象的な差別は差別ではないといっているのですが、差別には人権侵害以上に明確な定義がすでにあたえられているのであって、実のところ抽象も具象もないのです。察するところ、差別の範囲をうんとせばめることによつて、たとえば安倍や『産経』や拉致議連の言説などを差別の枠組みから消去する、そのような策動を意味しているものと思われれます。

さらに、国籍条項を「保留」にするとはどういうことなのか。たぶん法務省は「保留」という文言によつて「棚上げ」を示唆し、ネオコン・ナシヨナリストの怒りをやわらげようとしているのでしょう。しかし、考えてもみてください、たとえば、在日コリアンの人権侵害状況について、日本国籍をもつ日本人だけがよりあつまっ

て、人権侵害による被害の程度を測定し救済方法を審議している姿の、そのなんともいえないおぞましさを。

ネコにカツオブシの番人をさせる？

人権委員会を法務省の外局におくなどは、まったくの悪い冗談であつて、法案の是非以前の問題といわねばなりません。公権力による人権侵害こそがまずもつてチェックされねばならないこと、いまさらいうまでもありません。人権という抽象的な概念は、国権と対置することによつてはじめて具体性をおびることが多い。刑務所などの各種矯正機関や入管行政、それに警察・検察行政における日常的な人権侵害をあげるまでもなく、法務省こそもつとも顕著に人権侵害を具現化するチャンスの多い公権力なのであつて、その管轄下に人権委員会をおくなど、ネコにカツオブシの番人をさせるよりもタチが悪い。

部落解放同盟は、「パリ原則」(九二年三月国連人権委員会決議)にのつとつて人権委員会を法務省ではなく内

閣府の外局におくことを要求しているようです。もちろん、法務省の外局にするよりは相対的にはマシな選択だといえますが、内閣府においたからといって、パリ原則にいう「国内機構(人権委員会)の政府からの独立」が担保されるとは必ずしもいえないように思われますが、どんなものでしょうか。

部落解放同盟が制定を要求している「人権侵害救済法」の内容は、①政府機関からの独立、②実効性の確保として地方人権委員会の暫時設置、③報道規制の削除、④差別に対する糾弾など民間団体の活動への干渉を排除する等となっています(部落解放同盟中央機関紙『解放新聞』三月二一日)。「政府機関からの独立」は、その後の論調からしても「内閣府への移管」となっていますから、たぶん、ケアレミスでしょう。それはともかくとして、政府与党案と妥協可能な部分と妥協不能の部分とが混在していることは容易にみてとることができるといふ。私などは法案提出の最後の関門になるのは、たぶん、「糾弾への干渉排除」といった部分ではないかと観測していましたが、どうやらハズレだったようです。

すでに記したように、人権擁護法案は本稿執筆時点では、成否不明の混沌状態にあるのですが、そのような局面をうんだのは三月中旬に連続してひらかれた自民党人権問題等調査会と同法務部会の合同会議でした。人権侵害の定義の問題と国籍条項の問題で折り合いがつかなくなったのですね。人権侵害の定義についての私見はすでに記したとおりです。法案では人権侵害を「不当な差別、虐待、その他の人権を侵害する行為」と定義してしましました。なるほど「その他」という記述は無限定の曖昧さがあります。が、こと人権問題の定義については、むしろ曖昧であることが戦略的には重要でさえあると思うのですね。たとえばセクシユアル・ハラスメントがその概念をあたえられてはじめて人権侵害の社会的現実であるとのコンセンサス（まだまだ不十分ですが）が成立した事情からも類推されるように、「人権」や「人権侵害」を厳密に定義すること自体が将来の人権侵害をうみだす危険性をはらむのではないかという想像力は是非とも必要だと思えます。

## 見えにくい部落解放同盟の方向

ところが、部落解放同盟は今後の闘いの方向の第一項目に「（人権）・（人権侵害）」などの定義を明確にして、法案内容に相応しい的確な法律名称にすること」をかかげています（『解放新聞』四月四日「主張」欄）。そして、同「主張」欄ではそれらの定義を「人権侵害救済法要綱」で明示してきたと記しているのですが、その要綱での定義をみると、「この法律において（人権侵害）」とは、不当な差別、虐待、その他の人権を侵害する行為とする」となっていて、実のところ、政府与党案とまったく同様なんです。どうもこのあたり、〈差別〉をうすくべらな（人権侵害）でつつみこんでしまうことをふくめて、部落解放同盟の考え方もよくわかりません。ただ、闘いの方向の第二項目は、人権委員会の内閣府への移管、第三項目は国籍条項の不要性、第四項目は地方人権委員会の暫時的な設置、第五項目はメディア規制条項削除となっていて、特に第二、第三、第五項目などは政府与党

案と一致しません。

前記「主張」欄の結論は、「展望ある現実的な着地点」をねばり強く模索し、今国会での制定を必ずや実現させよう」となっていました。いささか下世話になりましたが、私は「展望ある現実的な着地点」という文言に注目します。つまり、部落解放同盟が原則をまげることなく、前記五項目の貫徹をめざすことが着地点なのか、いくつかの妥協をしても法律の成立を実現することが着地点なのか、どうもわからないのです。たとえば、『解放新聞』（三月七日）には部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会の谷元昭信事務局次長の基調提案が掲載されていて、その中に「一部マスコミ報道に組坂委員長と古賀誠座長との会談へのうがった見方があるが、会談の合意は、救済法は大切であり、立法不作為の状況打破のためにも今国会でしよう、の一点」との文言がありました。

この「一部マスコミ」が気になってネット・サーフィンを続けた私がたどりついたのは『東京新聞』（二月三日）の「人権関連法案突然の再浮上・仕掛けは解放同

盟」と見出しされた記事でした。そこには、はっきりとは書かれていないけれども、なんとなく部落解放同盟と自民党との裏取引があつたかの印象をあたえる記述がありました。たとえば、「解放同盟幹部にも、与党案に反対する日弁連や人権団体からの電話が相次いだ。（解放同盟さんは与党案を呑んで、他のマイノリティ（少数者）を置き去りにするんですか？）」といった文章がそれ。それを「うがった見方」と見るのか、『週刊金曜日』（三月一日）に投稿した部落解放同盟全国大会代議員がいうように「事実無根」と見るのか、どちらが正確なのかはわかりませんが、いずれにしてもこの記事に対して部落解放同盟が新聞社に抗議したという話も聞きません。それが私には不思議です。仮に『東京』の記事が正しいならば、部落解放同盟がすすめてきた被差別統一戦線、反差別共同闘争、複合差別との闘いといった基本的な路線の流れが瓦解してしまうことになるのですからね。

前掲『週刊金曜日』には、三月八日に開かれた「このまま通してはいけない！〈人権擁護法案〉緊急記者会見」についてのレポートがありました。それによると、

この会見に結集した報道各社のスタッフ・ライターやフリーライターはこぞって人権擁護法案を批判しましたが、前出の谷元昭信・部落解放同盟書記次長は、この法案には多くの問題点があると指摘しながらも、人権侵害を救済する法は必ず作られるべきで、そのまま廃案にするのではなく、中身のあるものにして成立させる取り組みが必要と話したそうです。問題点のある法律でも必要なのか、問題点のある法律は不要なのか、どうも不鮮明ですね。

本稿冒頭でお断りしたように、本稿は人権擁護法案についてのあれこれの私的な感想の羅列に終始し、結果としてまともにもしまりもない文章になりました。その根本的な原因は、私自身が反差別の運動と差別規制の法律との関連について明確な展望をもちあわせていないことにあると自覚しています。私自身はことさら差別規制法の制定に反対するものではありませんが、本来的にダイナミックなものであるべき運動が、本質的にステイタックな法律に過剰に固執する理由がよくわからないのです。

部落解放同盟は差別規制法は解放運動にとって有利な武器たりうると主張しつづけてきましたが、たとえば部落解放同盟が「運動の生命線」と位置づけてきた差別糾弾闘争は、かつての矢田教育差別事件についての判例がしめしたように、一定の法的救済が非在の時にのみ法的にみとめられるのであって、法律が運動にとつていつも有利であるとはかぎらないのです。そうした点についての議論が部落解放同盟の内部でもっと煮詰められていたならば、それをうけた形の私の感想ももう少し精彩あるものになったかもしれません。

(二〇〇五年四月六日稿)

山下力著『被差別部落のわが半生』を読む

―被差別部落民である自分と

向き合うこと―

住田一郎（西成労働福祉センター）

山下さんは「あまり深く考えないで弟と、初めて出席した糾弾会での身震いするような興奮と体験」が部落解放運動に邁進する決定的な転機であったと指摘する。著書にはこの転機をむかえるまでの部落出身者としての葛藤や鬱屈それに恐れやおののきが紹介されている。内容の多くは私も山下さんから折につけ聞いていた事柄であった。そのときにも強く感じたのは、部落問題に「遅れて目覚めた」部落出身者の部落解放運動への参加のあり様であった。私もこれまで多くの糾弾会や自治体交渉に参加してきた。その場面では他の出席者に著しく違和感をあたえ、時には「ひんしゅく」をかうほど、「烈火の如く糾弾する」人々の姿も決して珍しくはなかった。あとで判るのだが、それらの糾弾者の中には「遅れて目覚めた」部落出身教員や公務員といった相対的に高学歴な者が多くいたことも事実であった。

一九六五年八月には内閣同和对策審議会答申（以下答申）が時の内閣総理大臣佐藤栄作に提出された。答申前文には「（同和問題）の早急な解決こそその責務であり、同時に国民的課題である」とはじめて国の責任が明らかにされていた。答申が提出されるまでの部落解放運動は困難を極めていた。劣悪な被差別部落の状況や差別現象が厳然と見られたにもかかわらず、国自身が部落差別の存在を明確にすることはなかった。それ故、国から措置される予算も直接部落問題の解決を目指すものではなく、貧困・衛生対策として厚生省事業の中で僅かに実施されていたのである。当然のことのように、当時大阪市との行政交渉には係長クラスが対応するだけで、具体的な成果も遅々として進まなかった。

しかし、このような厳しい状況がかえって、我々の部落解放運動そのものが部落差別の実態を厳しく把握し、部落問題とは一体何かを自ら問い、「理論的・客観的に部落問題を深める」機会にもなった。当時の部落解放運動は例外なく、地域内では多数派ではなかった。保守的な地域ボスと抗いながら手弁当で地道な努力を重ねていたのである。ところが、答申、特に、四年後の同和对策事業特別措置法（以下特措法）公布後には事情が一変し

た。支部との行政交渉に首長や助役が出席することも珍しくはなくなっていた。

山下さんが運動に関わりだした六九年はその特措法が公布された時期にあたっていた。この事実はその後、彼の解放運動のスタイル（糾弾屋の山下）を確立する上で、多分決定的な意味を持っていたと私は考えている。だが、著書にはこの点についての客観的な分析が残念ながらほとんど見られないのである。

山下さんは東京工業大学に入学した被差別部落では珍しい知識人である。それ故、部落問題の文献も読もうと意識するなら読めたはずである。手軽に入門書も手にすることができた。同時に、部落出身者である自分自身を突き放して捉えることも不可能ではなかったに違いない。そのようにできなかった結果として、彼は部落問題との関係を深める上で、「父親からの出自を隠せとの戒め」に忠実であり続けた自らの「ふがいなさ」にまずは憤るべきであった。にもかかわらず、彼はその「憤りを他への糾弾に向けて」いたとは言えないだろうか。著書にはこの点への思索もみられず、部落問題についての読書も一切触れられていない。私にはこの点が不可解である。

中学校入学から運動に目覚めるまでの一六年間、私には部落民としての被害者意識が強調されるだけの記述になっているように思えてならない。この間、片時も部落問題を忘れたことはないとも書いている。ならば、彼がどのようにこの時期を総括したかの指摘は重要である。現在、山下さんが大胆に提起する部落解放運動の新たな方向転換もその指摘がなされることによってよりよく理解されるに違いないのである。

最後に、糾弾闘争にふれることとする。山下さんは「糾弾によって目覚め、糾弾によって運動の方向転換を迫られた」と指摘する。糾弾にたいする彼の真摯な姿勢の現れだと私は理解した。しかし、これまでの糾弾会は決して双方が対等な学習の場ではなかった。それだけに糾弾側の〈寛容さ〉が糾弾される側の部落問題認識の質を左右するとも言える。「糾弾の山下」と畏怖された彼の糾弾を多くの被糾弾者はいかに受け止めたか。今後の解放運動の方向を見いだすうえで決して不問には出来ない事柄だと私は考えている。

（平凡社新書、二〇〇四年二月、七四〇円＋税）



痴呆を認知症と言い替えて  
何が変わる、何を変える

中村大蔵（特別養護老人ホーム園田苑）

尼崎の知名度は低い。そんな尼崎が世界的に知られるようになったのは、去る四月二五日に発生した死者一〇七人（五月一日現在）に上るＪＲ脱線事故である。

園田苑が尼崎にあり事故現場に比較的近いこともあって、事故が報道されるや否や国内外から様子伺いの電話があった。韓国、台湾、アメリカからも電話があった。オーストラリアからは二〇〇二年に痴呆ケアの研修で同国を訪れた時、専門通訳として私たちに対応してくれた同国在住の日本人女性であった。同国でも今回の事故は大きく報道されたようだ。

私と彼女はオーストラリア訪問中かなり頻繁に会話を交わした。看護学を修め同国人と結婚した彼女は医療福祉の専門通訳として、私たちの前に現れたのだが、通訳としてよりも痴呆ケア専門職として、私たちと同国人と

のやりとりで介在してきた。討論中に自己の見解を差し挟むなどするから、通訳としては「忠実な」タイプではなかったが、そこはそこで結構楽しいものとなった。

彼女たちの見解は「痴呆は進むものであって、痴呆とそうでない者と一緒に暮らすことは無理」と言う。だから痴呆老人には専門的な対応が必要であり、就中、治療的ケアシステムの確立が求められると彼女は力説する。一般的に「痴呆は病気」と規定するのは医療界の常識である。それに対して私は「痴呆も個性の一つ。人間はもともとお互い違っている。それらの者が一緒に暮らすことが人間本来の姿である」と反論した。さらにつけ加えて「よしんば痴呆を病気としても、その治療方法が確立するまでは、痴呆を医療の対象として取り込み過ぎるのは危険である」と述べ、「痴呆を治療の対象としてしか見ないのは、生活総体を対象とする介護の力を減退させ当の老人からは笑顔が失せる」と強調した。このやりとりが彼女には印象深かったのだろう、私を思い出して電話をくれたのである。

さて、昨年の一二月、痴呆なる語は「侮蔑的意味合いを含むこと、また、この病気への誤解や偏見をなくすこ

と」(厚労省)を目的として、痴呆は「認知症」と言い替えられることになった。痴呆は公用語から消えて、これからはその名も病名よろしく認知症と命名された。

NHK『きょうの健康』今年四月号はそのことを受けて、認知症を特集した。痴呆と呼ぼうが認知症と言おうが、そのどちらも高齢者ケアでは永年不変のテーマである。

同誌では認知症の特徴として次のことを挙げている。同じことを何度も言ったり聞いたりする。置き忘れやしまい忘れが目立つ。財布を盗まれたと騒ぐ。ものの名前が出てこない、などなど。これらのことは決して目新しい指摘ではない。程度の差はあれ誰でもが日常的に行っていることではないだろうか。以前よりだらしなくなつた。以前はあつた関心や興味が失われる。とまでつけ加えられると身につまされる。

痴呆であるかないかは、社会生活が送れるかどうかが基準だとの言い方もよくされるが、社会生活とはその基準がいつも多数派に牛耳られているから、少数派の痴呆者には出る幕がない。

そもそも、痴呆を認知症に言い替えることがそれほど

急がれることなのだろうか。私の体験だが、ホームヘルパー養成講座で「障害者なる語はその漢字体からして思い浮かべるイメージが悪い。だから私は障害者と書き替えている」と言つたところ、後日受講生の主婦より手紙をもらった。「私の子供は障害児です。先生はイメージを変えと言つたが、字を替えただけでは何一つ変わらない現実があります」。

らい病をハンセン病と呼び替えてほしいとは当事者からの要望でもあつた。痴呆を認知症と呼び替えてほしいとは家族を含めて当事者からの要望なのだろうか。痴呆を認知症と言い替えることは「誤解や偏見をなくす」ことよりも、痴呆をますます狭い医療(治療)の中に囲い込むことになってしまう。性同一性障害と医師から診断されたなら、即治療の対象となつてしまうこととよく似ている。

私自身、近い将来痴呆になると確信しているだけに、事は深刻である。その時、痴呆の中村がいるのではなく、「生活者」中村の一部に痴呆があり、それも個性の一つだと見られたい。そして、介護される立場になつたとき大らかさを持つた介護を受けたい。

## 鴨水記

▽最近ではどうなっているのかしらないけれど、以前、新聞の意見欄などで文章の最後に「投稿」と注記されているのをよく見かけました。あれって、「依頼原稿ではありませんよ」とか「本紙の意見ではありませんからね」といった意味を匂わせていたのでしょうか。でも、へそまがりのわたしは、前者からはある種の権威主義を、後者からは防衛的姿勢を感じとり、なんとなくいやな気分になったものです。とはいっても、世の中には書き手の主張が掲載紙誌の立場を示すものと速断する人がいることも確かであってみれば、そんな注記がつけられても仕方がないかなという気もする。しかし、その前に新聞や雑誌の立場とは何かという問題がある。『こべる』の編集にたずさわって十二年。本誌の立場を問われれば、「既成の発想や枠組みにとらわれず、『人間と差別』をめぐって広く深く議論しあう場を提供することだ」と答えたい。まことにもって曖昧

模糊、茫漠たる立場です。そんなことから読者が減り続けるのだといわれそうですが、「人間と差別」を考えるということとは、人間とは何か、差別とは何か、人間と差別とはどのようなものかという、人間存在の根源にかかわる三つのテーマを含んでいる。それをはずしたら、『こべる』の存在理由がなくなるとすら考えています。どうかご理解くださいませうに。

▽読者が購読料払込取扱票の通信欄に書き込んでくださるメッセージは必ず読ませていただいております（ご返事を出さなくてごめんなさい）。『こべる』が総合誌のようになって、毎号楽しく読んでおります。たまには、『当面する部落解放運動の現状と課題』の報告掲載を期待します（京都 Tさん）。16ページの『総合誌』ですか。ちよつと面はゆいなあ。ところで、ご注文のテーマですが、なかなか書き手がないんです。ありきたりのことを書く人ならわんさかいるんですがね。

もう少し待つてください。探してみますから。

▽日記抄―『同和はこわい考通信』166号（05・4・11）を発行。1年ぶりの作業にドキドキする。485通を郵送した翌日、桑名の知人がメールで、2日後、名古屋の友人が葉書で感想を寄せてくれる。正直うれしい。87年6月、『同和はこわい考』への反響を伝えるとともに、誤読・誤解を正したくて創刊してから18年。頭にあつたのは、「わたし書く人。あなた読む人」の垣根を取っ払って議論したいということだけだった。いただいたお便りは5千通をはるかに越える。そこから生まれた「顔の見える呼応の関係」にどれだけ励まされてきたことか。「生き合っているわたしたち」「生かされてあるわたし」を感得させてくれたのは「通信」だった。ホームページもいけれど、手作業の『通信』も捨てがたいと実感す。（藤田敬一）

# 教育の文化史

佐藤秀夫

\*

全四巻

編集委員

\*

小野雅章  
寺崎昌男  
逸見勝亮  
宮澤康人

教育の文化史1  
学校の構造

三六六頁  
定価(本体7800円+税)  
発売中

教育の文化史2  
学校の文化

三一八頁  
定価(本体7600円+税)  
発売中

教育の文化史3  
史実の検証

五四八頁(予)  
定価(本体8200円+税)  
二〇〇五年六月二十日刊

教育の文化史4  
現代の視座

四〇〇頁(予)  
定価(本体7800円+税)  
二〇〇五年九月二十日刊

A五判・上製・カバー装・平均四二〇頁

●目次等ご入票の方は、阿叻社にお申し付け下さい。  
送料サービス等の会員割引もごさいます。  
TEL 075-414-8951 FAX 075-414-8952  
E-mail : aunsha@par.odn.ne.jp



阿叻社